

## 騒音・振動 (関連：住みよいまちに本編 第5章)

### 1 騒音

#### (1) 騒音に係る環境基準

地域の類型 \ 時間の区分	昼 間	夜 間
	午前6時から 午後10時まで	午後10時から 翌日午前6時まで
AA	50dB以下	40dB以下
A及びB	55dB以下	45dB以下
C	60dB以下	50dB以下

AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域等で、特に静穏を要する地域

A：専ら住居の用に供される地域の目安として次の地域が該当します。第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域

B：主として住居の用に供される地域の目安として次の地域が該当します。

第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域

C：相当数の住居とあわせて商業、工業などの用に供される地域の目安として次の地域が該当します。近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

※本市には、AAに該当する地域はありません。

#### (2) 特定工場等に関する騒音規制 (騒音規制法)

規制区域の当てはめは原則として都市計画法第8条第1項第1号に定める用途地域に準拠して行うものとし、住宅の立地状況その他土地の利用の実情を勘案して行います。

##### ① 規制区域の目安

規制基準	都市計画法上の用途地域
第1種区域	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	田園住居地域
第2種区域	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	用途地域の定めのない地域
第3種区域	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
第4種区域	工業地域
	工業専用地域

#### 【備考】

第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域。

第2種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。

第3種区域：住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域。

第4種区域：主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域。

- ② 規制基準 (平成24年たつの市告示第12号 改正平成27年たつの市告示第55号)  
 特定施設を設置している場合は敷地境界線において次の規制基準が適用されます。

時間の区分 区域の区分	昼 間	朝 夕	夜 間
	午前8時から 午後6時まで	午前6時から 午前8時まで 午後6時から 午後10時まで	午後10時から 翌日午前6時まで
第1種区域	50dB	45dB	40dB
第2種区域	60dB	50dB	45dB
第3種区域	65dB	60dB	50dB
第4種区域	70dB	70dB	60dB

【備考】

第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院および同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内における基準は、この表の値から5dBを減じた値となります。

- (3) 特定建設作業に関する規制基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号 改正平成18年環境省告示第132号 改正平成27年環境省告示第66号）

特定建設作業を実施する場合は、特定建設作業の場所の敷地の境界線において次の規制基準が適用されます。

- ① 区域の区分

区域の区分	騒音規制法に基づく区域	
第1号の区域	イ	第1種区域
	ロ	第2種区域
	ハ	第3種区域
	ニ	第4種区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲80メートル以内の区域
第2号の区域	第1号以外の区域	

【備考】

第1号の区域（イ、ロ、ハ、ニ）及び第2号の区域とは、特定建設作業に伴って発する騒音の規制に関する基準別表による区分です。

②規制基準

項 目	内 容		※適用除外
基 準 値	85dB		—
作業時刻	第1号の区域	午後7時から翌日午前7時の時間内でないこと	イ・ロ・ハ・ニ
	第2号の区域	午後10時から翌日午前6時の時間内でないこと	
1日当たりの作業時間	第1号の区域	10時間/日を超えないこと	イ・ロ
	第2号の区域	14時間/日を超えないこと	
作 業 期 間	連続6日を超えないこと		イ・ロ
作 業 日	日曜日その他休日でないこと		イ・ロ・ハ・ニ・ホ
※適用除外 イ 災害その他非常事態の発生により緊急を有する場合 ロ 人の生命・身体の危険防止のため必要な場合 ハ 鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合 ニ 道路法による占用許可又は道路交通法による使用許可に条件が付された場合 ホ 変電所の工事であって必要な場合			

(4) 道路に面する地域の環境基準 (平成10年環境省告示第64号 改正平成24年環境省告示第54号)

地域の類型	時間の区分	昼 間	夜 間
		午前6時から 午後10時まで	午後10時から 翌日午前6時まで
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域		60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域		65dB以下	60dB以下

【備 考】

車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいいます。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとなります。

幹線交通を担う道路に近接する空間での基準

基 準 値	
昼 間	夜 間
70dB以下	65dB以下
※ただし、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあつては45dB以下、夜間にあつては40dB以下)によることができる。	

【備 考】

道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間の背後地に存する建物の中高層部に位置する住居等において、当該道路の著しい騒音とその騒音の影響を受けやすい面に直接到達する場合は、その面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められ、かつ、屋内へ透過する騒音に係る基準が満たされたときは、環境基準が達成されたものとみなします。

(5) 自動車騒音に係る要請限度

(騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める政令第2条)

要請限度とは、自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるときに、市町村長が都道府県公安委員会に道路交通法の規定に基づく交通規制等の措置を執るよう要請する際の限度をいいます。

地域の類型		時間の区分	
		昼 間	夜 間
		午前6時から 午後10時まで	午後10時から 翌日午前6時まで
1	A区域及びB区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
2	A区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
3	B区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びC区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB
<p>※ただし、上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地境界から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は、上記の規定にかかわらず、昼間においては75dB、夜間においては70dBとなります。</p>			

【騒音の大きさの目安】

等価騒音レベル (dB)	事 例	症 状
120	飛行機のエンジンの近く	耳に痛みを感じる
110	自動車の警笛（前方2m）	ほとんどの人が イライラする
100	電車が通る時のガード下	
90	騒がしい工場の中	
80	地下鉄の車内	会話の妨げとなる
70	電話のベル・騒がしい事務所の中	
60	普通の会話・静かな乗用車	睡眠が妨げられる
50	静かな事務所	
40	図書館・静かな住宅地の昼間	
30	ささやき声・郊外の深夜	
20	木の葉のふれあう音	

## 2 振動

### (1) 特定工場等に関する振動規制（振動規制法）

#### ① 規制区域の目安（規制区域のあてはめの原則は騒音と同じです）

規制区域	都市計画法上の用途地域
第1種区域	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	田園住居地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	用途地域の定めのない地域
第2種区域	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域

第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。

第2種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。

#### ② 規制基準（平成24年たつの市告示第15号 改正平成27年たつの市告示第57号）

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	午前8時から午後7時まで	午後7時から翌日午前8時まで
第1種区域	60dB	55dB
第2種区域	65dB	60dB

#### 【備考】

ただし、学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における基準は、この表の値から5デシベルを減じた値となります。

- (2) 特定建設作業の規制に関する規制基準 (振動規制法施行規則第11条 改正平成27年環境省令第19号)  
 特定建設作業を実施する場合は、敷地境界において次の規制基準が適用されます。

①区域の区分

区域の区分	振動規制法に基づく区域
第1種区域	「騒音規制法に基づく区域」のうち第1種区域
	「騒音規制法に基づく区域」のうち第2種区域
	「騒音規制法に基づく区域」のうち第3種区域
	「騒音規制法に基づく区域」の第4種区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲80メートル以内の区域
第2種区域	第1種区域以外の区域

②規制基準

項	目	内 容	※適用除外	
基	準	値	75dB	—
作業時刻	第1種区域	午後7時から翌日午前7時の時間内でないこと	イ・ロ・ハ・ニ	
	第2種区域	午後10時から翌日午前6時の時間内でないこと		
1日当たりの作業時間	第1種区域	10時間/日を超えないこと	イ・ロ	
	第2種区域	14時間/日を超えないこと		
作業期間		連続6日を超えないこと	イ・ロ	
作業日		日曜日その他休日でないこと	イ・ロ・ハ・ニ・ホ	
※適用除外 イ 災害その他非常事態の発生により緊急を有する場合 ロ 人の生命・身体の危険防止のため必要な場合 ハ 鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合 ニ 道路法による占用許可又は道路交通法による使用許可に条件が付された場合 ホ 変電所の工事であって必要な場合				

## (3) 道路交通振動に係る要請限度

(昭和51年総理府令第58条)

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	午前8時から午後7時まで	午後7時から翌日午前8時まで
第1種区域	65dB	60dB
第2種区域	70dB	65dB

## 【振動の大きさの目安】

振動レベル (dB)	震度	人間の感覚	屋内の状況
110以上	7	揺れにほんろうされて、自分の意志では行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。
105～110	6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。
	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなる扉が多い。
95～105	5強	非常な恐怖を感じる。多くの人が行動に支障を感じる。	棚にある食器類、本等の多くが落ちる。重い家具が倒れることがある。開かなくなる扉もある。
	5弱	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	吊り下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、本等の多くが落ちることがある。家具が移動することもある。
85～95	4	一部の人は身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが目覚ます。	吊り下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音をたてる。座りの悪い置物の多くが倒れることがある。
75～80	3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が音をたてることがある。
65～75	2	屋内にいる人が揺れを感じる。眠っている人の一部が目覚ます。	電灯等の吊り下げ物がわずかに揺れる。
55～65	1	屋内にいる人の一部がわずかな揺れを感じる。	
55以下	0	人に揺れは感じない。	

### 3 自動車騒音常時監視

自動車騒音常時監視（騒音測定・面的評価）結果（平成28年度から令和2年度実績）（単位：dB）

測定年度	路線名	測定場所	基準時間帯		環境基準値		環境基準適合	
			昼間	夜間	昼間	夜間	○：適合 ×：不適合	
							昼間	夜間
平成28年度	県道たつの竜野 停車場線	揖保川町山津屋 (たつの警察署神部交番)	64	59	70	65	○	○
平成29年度	山陽自動車道	龍野町富永 (赤とんぼ文化ホール)	59	58			○	○
	一般国道250号	御津町釜屋 (たつの警察御津交番)	62	53			○	○
	県道姫路上郡線	龍野町川原町 (龍野観光駐車場)	65	58			○	○
	県道東鷲崎網干 停車場線	神岡町東鷲崎 (神岡水源地)	66	59			○	○
平成30年度	一般国道2号	揖保川町神戸北山 (神戸神社駐車場入口)	73	73			×	×
	県道たつの竜野 停車場線	揖保川町山津屋 (たつの警察署神部交番)	68	62			○	○
令和元年度	一般国道179号	龍野町小宅北 (西松屋)	68	63			○	○
		龍野町北龍野 (祇園診療所)	71	65			×	○
		龍野町北龍野 (北龍野消防団倉庫)	75	68			×	×
		新宮町能地 (たつの市消防団新宮第5分団倉庫)	68	63			○	○
令和2年度	宍粟新宮線	新宮町新宮 (播磨新宮郵便局)	69	62			○	○
	山陽自動車道	龍野町富永 (赤とんぼ文化ホール)	59	58	○	○		